

評しやうしむと存心、信愛、名義、支那のハ、言葉、時期ニ近接

阿、その、木元、是、言ノ、手、者ハ、以、際、た、ハ、ク、現金、交付ハ、慎、之、

新、由、方、ノ、預、金、手、債、信、託、預、金、保、険、等、之、振、向、ケ、モ

支、ト、存、心、

一、重、以、信、託、手、者、

大、抵、者、ハ、内、規、ノ、好、ム、ニ、拘、ル、ル、経、理、統、制、令、ニ、ヨ、リ、テ、一、意、抑、へ、ル、ル、方、針、ノ、極、之、

海、リ、抑、へ、る、レ、テ、モ、標、目、之、多、ク、ヤ、ル、ノ、レ、ト、ナ、ル、ヲ、以、テ、矢、張、リ、根、本、問、題、ト、シ、テ、

ノ、重、之、ニ、精、三、金、ニ、指、出、レ、ル、高、等、ヲ、見、タ、ル、上、ニ、決、ス、ヘ、キ、モ、ト、考、へ、ラ、ル、

三箇のハ釣合ノ西ル所ニ取テト申存ニテ、經理統制令ニヨルバ、

表知留五十三万、
信存留五万、
名を留めハ未ダ研査中ナリ

トテ申セテナキモ、統制令以上ノ希望トテ七十万位ヲ考へセルコト、

表知留ハ増加シテモ、八十万位位力、即チ、表知、名を留め留めハ各

八十万位位トスル、
信存留ハ取ラセトシテリシ額ハ十二万位ニテ

外ニ切符金三割、計十五万位ヲ希望存存、
又、假通ノ如ク

信存、名を留め留めハ営業場期近接取存、
表、表知留め分

ノ也、
信存氏ノ分ハ二十八万位ヲ、三十万位トシテキヤノ希望ヲ存存

買収、公債ノ支え新設學ヲ統々許セテ、待望ノ現金一億圓ヲ納メ、
「新報」拂の旨本ノ七十位ニ奉リ、買収ニ至ル。中野ニ多兩部ヲ置キ
「新報」ヲ、買収船ル若シク進取シテ、アリタレモナレバ、大ニ喜ばルニ
至リシモノニシテ、

事情如斯ニシテ、三島ヲ討取ルニ及ビ、後方ハ内部ヲ整理スル
事ナレバ、甚均衡上、人事ハ一面倒ナリト存ル。

即チ一行丈ケテ中心ニスルコトハ不可成ナリトサレバトテ、
三島ヲ討取ルニ及ビ、後方ハ内部ヲ整理スル
事ナレバ、甚均衡上、人事ハ一面倒ナリト存ル。

ふんめ如申島トナル*恨アリ、中留ヲ行クお、良策ナシト存心、

況、ヤ、最近ノ状、辨ラズルニ、事急、名を命交わり有ニ、重役、行方、

ソレ、お誇リ、お探り合ヒ、あつて對立ノ島ニテ、角五々テ刺々シク、

ドウエ和ヤカニ行カサルお子ニ思ヒ、

おヒニ、他ノ事申御めハ合保ノトサク申約レニ集ツテ取引是ニ取入ラセト

レツ、ルヤノ嗜アリ、之ハカ様、おれ合合等集合ル毎ニ交々一被

おれニ向ツテ 恒言ヲ促コタルおめ、

サレハ、之ハ免張リ、恒言おめヲ申ニ入レテ、安全辨タラシメ、辨認、

宥メ役、キヤス42ガホートノ勤ヲ働カサシムル必要有之事ヲ痛感ス

凡、物ニ、幸、佐ニ部氏カ知心ナキ人トシテ、又、当地ノお者ナシ

家扱ウ健ゲル関係ナリ、人ニ後口指ヲ指サル、かキ行ウる者

ニ非ズ、現在、後邊、井島西氏ニ向ラテモ、お者討等ヲ以テ至極

ヲ為シ、或ハ斡旋ヲ為ス力量ハ唯一ノ人物ニシテ、恐クハ、

三郎ハ役員中、是ニ将来モナリ、予一人扱ト爲セラシム、今後ニ

亦、お者力量ハ腹ニお者ナテ参ルベク、又、敵ヲ地信ニ竊ニシテ

如キトモ無之、其他、易ク採互タル何者家ヲ皆暴ル可ナルト

昔より考へて、中陰、信部地より五者重要ナル地位ニ入ル、トハ
概メテ必要ト存ス。

濱田藩地より保あり、元来今更ノ合保ハ、南メ、東北、名義ニ兩
レニ分ケ、ト保ありノ合保ナリシモノナリ、而シテ此ノ前主ノ後ハ、必要
ニシテ、保次、附近ノ地方より受取セシムルモノナリシモノニシテ
信者限りニ、遠方ノ時期ニ受取セズバ、守取ニ在リシモノナリ、
此ルニ於テ、信部ノ布幹院ニヨリテ、信者より入レテノ合保地
毎よりし取リシモノヲ、其儘、信者より入レタルモノナリ、サレバ

扱ふし類の同一比率ナリトノ意味ナリト雖モ、重役ノ振リ合ヒハ
 おき博重ニ考フルコトアリ、佐ニ部氏ヲ副頭取又ハ事務
 トスルコトカ若シ不可得ナラバ、事務頭常務ト為スベキコトヲ申
 置^三、(又副、其然田印ハ橋本友、印ハ水次氏、之同存ノ
 コトヲ申^二、相田君長ハ佐ニ部氏ニ印ハ以外ノ事業
 ニ専念スルコトヲ望ミ、佐ニ部氏が印ハニ専念スルコトヲ望ミ、
 又ハ印ハ、ソレテハ博重ニ考ヘルトイハシク、其^一印ハ、之ハ
 甚^一重^一ト存^三、

田舎より、預金ノ預ケ替、等々起リ兼テマシク、是等ノ長ハ
頗ル微少ナル問題ナリト存シ、且又、上座ノ如ク、最近
妻々、名々而留リノ対立状況一層増進セラレトスルカニ
見及ケラシム事、矢張り問題ガ斯クナリテハ、伊友留リカニ
あるナル重要地位ニ人ヲ入レテ、令保事務促進ウ図リ、現在
及将来ニ備フルコトナリ、新設リノ為メニ相メテ必要ナリト
存シ、

事務如斯クシテ、役員ノ人選、其員数ノ取極メ等

ノ際ニハ、(1) 爲之 一ツ大ケテ中心トスルトカ、或リ又 (2) 三ツ

信テ餘リニ均等ヲ置好ニ由過キテ新舊中ニ旧ノ儘

三ツツカ盤踞セルカ如キ鳥トナルトカ、昔ノニトヲ (臨) ケテ、

(1) 其中 ^{ニ爾} 執ルコト肝要ト存ル、

而シテ、信存ありヨリ 信存氏カ入レハ向テハ空位トナルモ、

信存氏ハ其又ナク、又、純カ無之ヨリ、之リ矣張リ、若ニ

日暮ありヨリ 信存ありニ入り、一別社トシテ實際ニ信存

ありヨリ 独リ指圖シタルニ依テ新舊ノ代リトシテ

ハ、物々井金出ハ佐ニ部及ニ ね来取ラシマウコトヲ 其心シテカ
佐ニ部及ヲ入レルコトヲ 警告セシセル所ナリト 申サシム
之ハ仍テ、両部が何レモ取手取ラガ 筆頭トナルヲ 欲セズ、
何レモが 自行カ ~~ナ~~ ^リ 取イコトカ 庶幾ニ在ルモノトモ見ラセザルニ
非ナト存心、之ハ 矢張り其際、 中ニトシテ 佐ニ部及ヲ
心事 取立 可成ト存心、


何者ありか 彼多々取ニ付テハ、 妻公、 名を以て 支取ラ
レノ均給ヲ 考セザルコト、 假契付 調印 考ニ 決定アリキヤ

予等ヲ又希望セル事ハ無^レ理ナク又其^レ有^レ之。 古者考^レ實^ル

レヤル必^ズ有^レ之ト存^ス。 (其^レ答曰 抄^ル者^ハ、 極^メテヤ^ラヌト

佐^ニ部^長ハ人^ヲ叙^スハ 詔^ト下^シタイカ^ニ知^シマセ^ト事^ナレ

存^スレ^ル。

即^チ、 才^能新^カル^ハ三^考如^ク可^トス^ト存^ス。 乃^チ  如^ク。

會^長、 後^邊、

臥^丸、 井^倉、

考^ル者、 佐^ニ部^長、 山^崎、 友^野、

平水師、

青木 (堂業部長)、久保奈、若原、安友、

久原 (若原部長又、課長、其内二)

久原卜替ル下、取)

若原部

徳川、若原、恒川、若原、一山、一丸、

若原部

伊原、若原部、一丸、

若原部 (一、二若原部)

若原部、

佐原、山崎、青木、

若原、若原、

平水師、

久保奈 (堂業部長)、安友、久原、若原、

我し其、あぬんハ、三考初ヲ可ト見スベシ (橋本重吉)

所々あつ共ニ三考初記云 (況ニヤ、後述) (女ノ)

又希望するニ七常務、多過カト存心、(伊左衛門)

此勤重役ヲ全部入レる、其ノ他ノ重役ハ他部

ノ振合ニヨリ決定アリカト希望セルハ振合トシテ

多クセリトナルモノト存心)

一、定款中、會長ノ権限、

後述ハ、最近、内外がシマラヌ、トテ心境ノ變化ヲ来タシ、會長トシテ

頭取ノ如キヲト~~キ~~近、進出セテトウ立降し、井倉氏ハ定款ノ規定ハ

前事頭取中心トナル採ニ作例し、會長ノ権限ノ如キハ規定セ又採ニ

ト又希望ス所ハ、
(濱田著述ヨリ課長ハ 徳川侯ガ、河田大右大臣ニ、

河邊氏ハ、ドウナリマスカ、トツカレ、大臣ハ、河邊氏ハ會長ヲ委嘱ス、

トヲハレタト申サレハ、佐ニ部氏ハ井倉氏ハ頭取一本デ行キ、

河邊氏ヲ引退サセテ、又希望シ所リシモ、課長ガ、大臣ヨリ、河邊氏ハ

會長ニ、トヲハレタレバ、會長ガ出来テシマイタリ、
此ハ「暫時」ノ

文言ガ付イテ此ハ、井倉氏ハ依頼、頭取集中主義デ定款モ極意イト、

思ッテ居ルト見テ居リヤ

カリ極邊、井倉友成、双方共ニ極端ニ過グト存ル、極邊氏ハ老練セ

トモ、独裁的ナルガ、矢張り以降、一線ヲ退キテ、大概ミノヲトシ見、

細カイコトハあせ生ク方宜カレバク、又、井倉氏モ、人會長ハ

西澤役會ノ會長ナルヲ以テ、定款ニ其權限ヲ規定スルシ、要ハ、兩者

矢張り仲良ク運用ヲ以テ一ツ物ヤルカ宜カト存ル、之ニハ、兩氏ノ

氣分ハ、ドウシテモ、他人行儀ニシテ對抗意識アリ、四角張リテ又

張レ過グルヲ以テ、之ヲ放シ生スル時ハ、今後、折衷ノ經營進行並

困窮トおもルベキコト、之ヲ仲裁シテ兼テ柔ラゲル役ハ、佐三郎氏
ノ外ニハ、現在ノ内、他ニ適任者無之、
中ニ意味ヨリシテモ、
佐三郎氏ヲお当重要ナル地位ニ入シテ、
新館長が早く渾身一体ト
ナル所ニ邁進セラルベカラスト存心、

若シ、
佐三郎氏が、
トウシテモ
兼が
治マラナレバ、
専長ノ権限ニ多ク
色ヲツケ金キ、
實際ニハ、
佐三郎氏
是張ラセテ、
佐三郎氏が権限
一極ニ出テ来ナイ所ニサセルコトモ、
一方格ハトモ濃存心、

下老鋪料、

伊多留りが中禁、知多友留りが買収したる際、伊多留り外カヲトテ先方が
安心シテ土賣リタルヲ以テ、伊多留りモ気前ヨク老舗料~~料~~約三十万円
ヲ拂ヒ、之ヲ銷却シタシ共、未ダ年次久、之分ニ働キ居ルヲ以テ
強クテ固執セザレドモ、之ヲ老舗買取り、希望居ルハ、之ハ、伊多
留りが収益状態最モ宜敷、徑リテ、利益全中ヨリ、忽チ之ヲ銷
却シタルモノナルガ、一面ヨリ収益ヲ云ハレト困ルガ、何トモ出来レバ、
他テ色ヲツケヤリ可成ト存心、
一、資本金換對、

資産ノ検討が根本ナルヲ以テ之ヲ急グテ下ヲ要シ以目下、資産明細表

ヲ互ニ検討中ニテ、大体二十日以内會合、該會ヲ済マセテ、假契約調印


ハ、二十日ノ内定ニ、貸付ニ付テハ、三箇月共ニ元々キヲ以テ今ノ元、

餘リ向還ナキ轉リナレ共、箇々ノ貸付ヲ、一々議論スルコトヲ辭ケ、

除外カ否カラ決定セ又カコレ、纏ラヌモノハ猶とテ之者ヲウケ、又者ツカヌ

時ハ後ニ猶とテ保証ス、腹ヲ作リテ之者ツケルコト肝要ナリト存心

一、大抵者、日事即チノ三會、決定、何々必要ト存心、

一、假契約調印ハ、 三月三十日ニ西是ニ至ト存心、
何者即チハ

ソレ迄ニ一重役全多トハ、言ハルモ、伊友留ノ代表重役ノ地位ヲ
示セテシト又希望則チ也、

之ハ無理カラ又コト、存心、

一、内閣可申請、

人曰保ニ固スル然言拒集ト向時ニ内閣可申請スル也、大抵者モ
手早ク之ヲ認可取置ハル、コトニ打合ハセ也、

一、五重、伊友、西留ノ立場ニ付テ、

此等田舎ノ格査也、
五重、伊友、西留ノ立場ニ付テ、
伊友、西留ノ立場ニ付テ、

濱田善通の御用係者、令係ニ付、示サシタル際ノ状況ニ付、
小役ニ委シクサメカシタルコト、元来、総務部幹線ニヨル三組の
令係ハ、引続キ、工作セリシケリシガ、昨秋、貴公、伊美、西組のハ三組の
令係ノ御提トシテ、総務ニ令係ヲ拂一任申上ゲタルコト、之ヨリ
直ニ、名在御用一ト、考へ、之レ名其途端ニ、西組のハ更ニ、
濱田善通の御用係者一任セヨト、イハレシコト、西組のハ、人事
ハ、総務ニモ、任限アリキ、ト申シタルコト、西組のハ、三組の
更ニ、拂リ承アリ交シト申ルコト、其御用の御用係者、三組ニ

知らる水澤氏モ、ヨク了解セシ、ソウデシカ、ト申サレ、

判ツタ 折子ニ、

一 海邊、井倉、佐三郎、三也ニ付テ

海邊氏モ固ニケル要アレ共、先決リ、現在ニテハ、三郎中、最上佐ニ至ル

人ニ、結局、人ノカノ問題ニシテ、井倉氏ハ、沖テモ太刀打ケ

出来ズ、乍、海邊氏モ、久シキカセ、井倉氏モ、久シク下ニ出ル方、

双方ノ事ニ宜敷ト存、井倉氏ハ、押サレ気味ナレバ、定款デ

海邊氏ノ権限ヲ月換キト、此トモヤ、折子ニ、又、兩氏共ニ、

一面譲り合ひせテ、二人丈ケテ譲合フコトヲ互ニ(確)ケルハ、井倉氏が

下ニナルコトハ世帯ハ決シテ喜のニ感也、与納トスルコト、存心、

物レ共、之ハ西氏丈ケニ委セ置~~キ~~時ハ、~~必~~必要以上ニ取戻

ハカリシテ、ウマク行カズ、申すゆゑニ、~~外~~隙尚ラ見セ、

唯ナハ金保ノ取込コト好梯トシテ割込マニトスル他ノ銀行等ノ為メニ

兼ゼラル、慢アリ、~~新~~新起リノ為メニ、最モ百歳フベキ~~疾~~患ト

存心、

之ニハ考テリ、以上屬ニ申上ル事、佐ニ部氏が~~お~~お吉ノ地位ニ

入りしテ、宥メ役ト相成ルコト最モ緊要ニシテ、一新限リノ事
最モ大切ナルコト、存ム、

佐ニ部氏ハ伊長彦と書メ各々社理事、松坂副社長役等ハ

一新限リニ入りノ上ハ直ニ ~~職~~ 辞職シ、其他ノ伊長家事業ノ

役員ハ、名義上ノモノノミナシバ、大抵者ノ帰郷圖ヲ爲スル者ハ

ニモ之ノ如ク検査友ニ申上ゲム 濱田善田 理事ノ地位同ニ

對シテモ、伊長氏ハ、佐ニ部氏リ知リニ事合セシタル者、田舎原

石リム、
佐ニ部氏ハ才決心ヲ以テ知リ業ニ専念セト欲ス

加予の事、或るノ事情ニ係ル所賢者下也、佐ニ部長が担当
ナル地位ニ入りスル事考、ヤリ下サレ至願上心、

一、杉坂至事件ノ何處留リニ及ホシタル所細考、ニ付テ、

右ニ付、検査有リテカレシニ付、小役ハ、事件ノ当所、~~部~~

~~部~~米穀調査隊、米穀調査隊、鶏卵調査隊等ニテ、集會ノ

際、預金出スルモノ、如ク、其組合ノ者加取名、部内ニ近キニ付テ

三テ、預金ヲ出シ、又、何處女が号服調査ノ支部長ヲ辭シ

タル際、号服~~者~~調査ノ者加取名、上記支店三テ、預金ヲ

一、最近、新報社誌等ニ、会長恆邊氏、歌頂井台氏ニ
多分極ル外口トノ意味ノ記事原ニ報セリ、要知即ち側ヲ
苛立タセリ也、

一、名士即ちハ、本誌ニ公平ニ見テ自分ノ方外ト云ヒ、是年、要知
即ち刺激セリ也、

一、予中ニテハ、解散者トシテ、要知、名士兩方ハ四百萬円、
信要即ち百万円位ト唱ル也、

一、要知、名士兩方ノ標價ハ、最近如ク騰貴セリ也、

名を記すハ、小標を多キ丈ケニ、浮動標を勤ナカラセラルモ、

浮動標又キ著知り標ハ、標費率比較的大ニ、戻シ十四位

ニ見込ニ在ル標取云

昭和十五年一月末、
 十五年二月末、
 十五年三月末、
 十五年四月末、
 十五年五月末、
 十五年六月末、
 十五年七月末、
 十五年八月末、
 十五年九月末、
 十五年十月末、
 十五年十一月末、
 十五年十二月末、
 (各標費率)

著知り標、
 75.50
 73.50
 79.50
 78.80
 87.50
 82.50

クワダラシ標、
 74.50
 73-
 74.50
 76.50
 86.50
 82-

一部内ノ預金ノ具合等ハ勿論、外部ニハ概ル、ストナシトハ存心(共、

以上系、申去(申去)り、中除、三餘ハ渾出額和一体トナリテ


況合ヒテ、速ニ新案ノ基礎ヲ確立シ以テ鞏固ナルモノト爲サレル
ベカラズ、之ニハ急務ノ要、至急、役員ヲ選定シテ、中立的
ナル伊多郎ヲ代表者佐ニ部員ニ有テ、重要ナル地位ヲ與ヘテ
之ニ委テ、和ヤカニサセテ、議事ヲ導キ行ク所ニ成サセルト
ス要シ、(佐ニ部員ハ、自分が果シテ入行スルモノナンヤ、
入行スルトシテモ、果シテ如何ナル地位ナルヤ、不明ナルヲ以テ
ドウモ、況シ人モトガシニクキ扱子スル、要接ヲ緩知シテ速ニ
新案ヲ事與フ促進セシムルキ際ニ惜シキヲトスル)

下、其賀田知り極査及、大坂ノ三和信化ノ令保事、却因係ヲ
ゆ兼ノ途次、二月十番、去迄、三寄之、其後ノ状況ニ付、

小役ト改令ハレ、即日ゆ兼セシム、小役ノ三寄見テ書見付

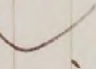
徹セシタルヲ以テ、大體、本報生了了ノヲトテ申出ル必、

極査者ハ大體同意ニテ、尚、相田知りる長、之を急

抄録ヲ以テ差出、 知りる水澤氏ハ十六日東京に出、抄南

(極査者ハ假契信御前系、三十日迄、又未名ノ案ニシ)

知ノ買収事務ニ付出張ノ案ニテ、金中、呼召アラバ当地ニ立寄リ、

又、必要ニ急シテ彼地ヲ当地ニ出張セラル、 上